

第2部 各論(案)

第1章

多機関・多職種の協働による支援の推進

■現状と課題

- 本市では地域の関係者と協働しながら地域包括ケアシステムの構築を早期から進めてきました。第9期介護保険事業計画期間中に団塊の世代が全て75歳以上となる2025年(令和7年)を迎える中、さらにその先も展望すると、これまで構築してきた包括的な支援体制については、人口動態などの社会変化に対応しながら、複雑化・複合化した課題に対しても分野を超えた重層的な支援ができる仕組みにしていくことが重要となります。
- そのためには、行政機関、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者、障がい・子ども・生活困窮等に関わる福祉関連機関、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動の担い手や地域住民等の多機関・多職種による協働や連携を促進し、地域力を向上させることが必要です。
- 80代以上人口の急増が見込まれる中、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加に対応した4つの場面に応じた医療介護連携体制を整備していくことが求められています。
- 高齢者虐待の件数は増加傾向にあり、高齢者虐待防止に向けた体制の強化が必要です。特に認知症高齢者に対する虐待が多く見られることから、本人及び家族への支援、ケアの充実が必要です。
- 災害や感染症の発生時に必要な医療・介護サービスを安定的に提供するためのBCP(事業継続計画)の策定状況は各機関・事業所等によって様々であり、他の機関・事業所等との連携も含めた検討や支援が必要です。

■方向性

- 多機関・多職種の協働による地域力の向上に向けて、地域の資源を発掘してコーディネートする機能と体制の強化を図ります。機能と体制の強化にあたっては、生活支援コーディネーターの育成を推進し、生活支援コーディネーターと地域活動の担い手や住民、関係者等との信頼構築を図ります。
- 医療・介護ニーズ双方のニーズを有する高齢者の増加に対応するため、在宅療養のサポート体制を強化するとともに、ICTや情報連携基盤の活用なども含めた医療・介護連携を推進します。

- 高齢者虐待の早期発見のために人材育成・周知啓発や関係機関の連携強化に取り組むとともに、効果のある対策を継続的に検討・推進していきます。
- 多機関・多職種の協働や制度間の連携により、複雑・複合的な課題を含む様々な生活課題に対応できる重層的な支援体制を強化します。
- 災害や感染症の発生時に安定的なサービスを提供するために、BCP を活用した地域の医療機関や介護施設・事業所等の連携体制を構築します。

■施策・事業

1 高齢者を支える地域の体制づくり

(1) 地域ケア会議の推進

地域で暮らす高齢者が抱える課題は複雑化しています。高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域の課題を把握し、地域全体で対応するため、地域住民の活動などインフォーマルな資源をはじめ、多職種の専門職の連携を進め、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議の開催を進めます。

(2) 生活支援体制整備

高齢者等の多様化する生活支援ニーズに地域できめ細やかに対応していくため、生活支援コーディネーターが地域資源の創出やネットワーク化、地域人材の発掘・育成、ニーズのマッチングなどに効果的に取り組めるよう、研修機会の確保や生活支援コーディネーター同士の定期的な意見交換の場を設けるなど、資質向上を図ります。各地域包括支援センターに配置された第2層の生活支援コーディネーターが核となり、地域の住民や多様な主体とつながりながら、生活支援体制の整備を進められるよう支援します。

(3) 緊急時の体制及び地域の見守り体制の強化

高齢者が安心して生活できるよう、緊急時の体制整備や地域住民や事業者等との連携を進めます。高齢者単独世帯の増加やコロナ禍の外出自粛等により孤独・孤立のリスクが高まる中、地域の様々な主体が、孤独・孤立の問題について目線合わせや情報交換を行える場を設け、各主体

がそれぞれの事業や活動、暮らしの中でアプローチ・支援ができる体制を整備します。また、様々な機器等の利用を進めながら、高齢者の日常の緩やかな見守り体制の構築を図ります。

【施策・事業】

- 地域ケア会議 ●生活支援コーディネーターの活動推進 ●第1層・第2層の協議体 ●高齢者等緊急通報システム ●食の自立支援事業 ●高齢者見守り協力事業者登録制度 ●民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者の訪問調査と見守り活動 ●友愛電話 ●ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)
- 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム ●複合型コミュニティづくり事業

2 在宅医療・介護連携の促進【重点施策】

医療的ケアや介護が必要となっても地域で生活できるよう、在宅医療の充実の他、医療・介護等の連携体制の強化を図り、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるために必要な日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面での連携を促進します。

また、高齢者自身が望む人生の最終段階を迎えられるよう、日ごろから本人や家族が家族や医療介護従事者等とともに話し合えることができる環境づくりの支援を進めます。

さらには、地域医療・介護連携におけるICTの利活用を行い、地域の病院、医科診療所、歯科診療所、薬局や介護施設といった多職種施設をネットワークで繋ぎ、双方向の情報連携を実現することで、効果的な地域包括ケアや広域的なデータ連携を推進します。

【施策・事業】

- 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 ●在宅復帰を円滑に進めるための医療・介護連携の推進
- 生駒市在宅医療・介護連携支援センターの設置 ●医療・介護連携のための人材の育成等

3 高齢者の住まいの確保と住替え支援

本市においては、戸建て住宅への居住割合が多い傾向にありますが、高齢者それぞれの意思で住まい方を選択できるよう、奈良県高齢者居住安定確保計画等に基づき、奈良県及び民間団体等との協働や、関係部局と福祉部局との連携により、高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保、住替え前の住宅の処分等も含めた住替え支援や高齢者を地域で支える支援体制の構築を図ります。

また、介護予防、重度化防止の観点から、適切な住宅改修に関する情報提供や助言を進めます。さらには、ユニバーサルデザインの考え方のもと、高齢者仕様の住宅づくりの啓発に努めるとともに、高齢者に住みよい住宅の普及を図ります。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の空き状況やセーフティネット住宅に関する情報等、高齢者の住まいの確保に関する情報提供を行います。

【施策・事業】

- 空き家セミナー ●空き家相談・住宅相談 ●住宅改修支援事業 ●生活困窮者自立支援事業
- 訪問型サービスC

4 虐待防止・権利擁護の推進

高齢者が住みなれた地域で尊厳を持って生活をするために、高齢者虐待の防止や権利擁護を推進していきます。

高齢者虐待は、暴力的な行為（身体的虐待）だけではなく、暴言や無視、いやがらせ（心理的虐待）、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄、放任）や、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為（経済的虐待）があります。高齢者虐待の早期発見には、早期の通報及び届出が重要な役割を果たします。高齢者虐待の通報及び届出があった場合には、生駒市高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき関係機関と連携しながら、迅速な対応を図ります。さらに、発生した虐待の要因等を分析し、養護者支援を行いながら再発防止に取り組んでいきます。

虐待を受ける高齢者は、認知症を有していることが多く、養護者が虐待の起きる背景や認知症に関する正しい理解を持つことが防止につながります。そのため、窓口や公共施設、関係機関にリ

ーフレットを設置するなど、虐待防止に関する制度等についての啓発を進めるとともに、高齢者虐待に関する対応窓口の市民への周知徹底を進めます。

また、全ての介護サービス事業者を対象に、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられたことを踏まえ、管理者向け研修を実施していきます。

その他、高齢者が自身の選択で尊厳を持って生活できるよう、要介護状態等になった場合や終末期をどのように過ごすか等、日ごろから高齢者自身が考えたり、家族と話し合ったりすることができるきっかけづくりを支援していきます。

一方、認知症等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、専門的な相談対応や成年後見制度等の利用支援、地域関係団体等への権利擁護に関する普及啓発を関係機関とも連携して推進します。

【施策・事業】

- 生駒市権利擁護支援センターの運営
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 高齢者虐待防止の啓発
- 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会
- 高齢者虐待の防止及び養護者支援に関する研修
- 高齢者虐待に関する事例検討会
- 消費生活相談
- 消費者安全確保地域協議会

5 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で健やかに生活を送り、健康づくりや趣味の活動などに参加できるよう、誰もが利用しやすい公共施設や道路等の整備、公共交通機関の確保等を進めます。また、高齢者をはじめ様々な人に必要な情報が伝わるよう、それぞれの特性にあわせた情報提供ができる手段を確保するよう配慮し、高齢者の社会参加の促進を支援します。

【施策・事業】

- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 高齢者にやさしい行政窓口や広報づくり
- コミュニティバスの運行
- 生駒市高齢者交通費等助成事業
- 多様な図書館サービスの拡充
- 本の宅配サービス
- 地場野菜等 PR 事業（生駒産新鮮野菜の移動販売）

6 制度・分野間で連携した重層的支援体制の構築【重点施策】

個人が抱える生活課題は複雑化・多様化しており、誰もが安心して生活できるよう、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築を図ります。特に、アウトリーチ型の相談体制や断らない相談体制の整備が重要となり、体制の構築を進める必要があります。

また、地域共生社会推進会議（平成26年度から開催してきた地域包括ケア推進会議を令和5年度に改組）において、市内横断的に施策の協議、推進及び情報の共有等を行い、市全体が一丸となって地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現を推進します。

【施策・事業】

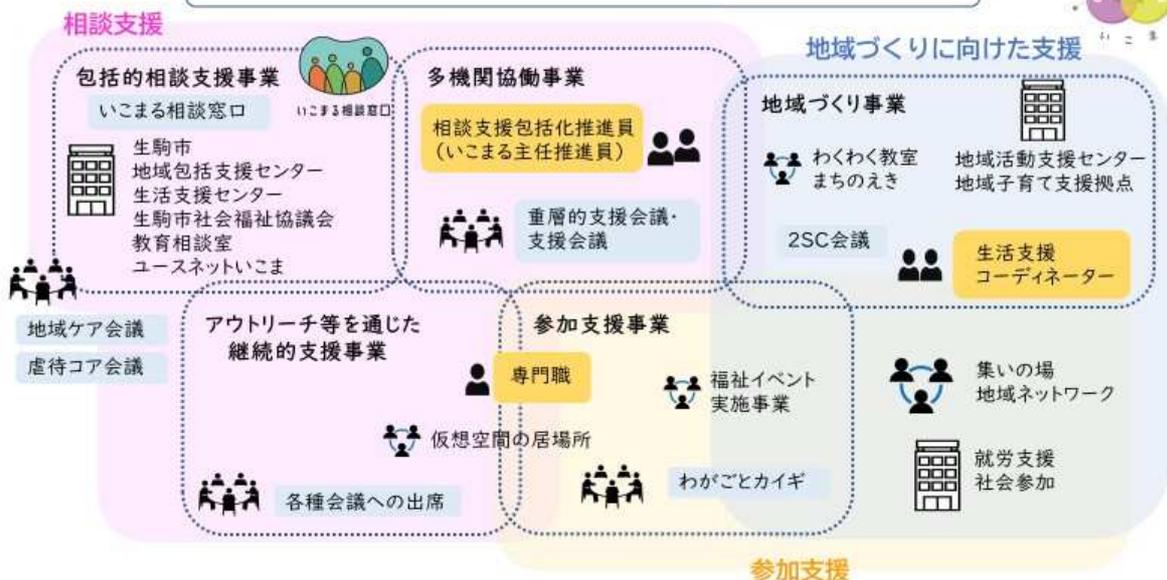
- 地域共生社会推進会議 ●重層的支援体制整備事業 ●いこまる相談窓口 ●重層的支援会議
- 支援会議 ●地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

重層的支援体制整備事業とは

既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む事業です。

3つの支援に一体的に取り組むことで、狭間のニーズに対応し、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各制度についても、一体的に執行することで、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を整備します。

生駒市重層的支援体制整備事業(かさねるいこま)の全体像



7 災害・感染症に対する備え

防災や新興感染症対策について、医療機関や介護事業所と連携し、周知、啓発、研修等を実施するとともに、実際に災害や新興感染症等が発生し、介護事業所等が一時的に機能できなくなった際に、関係機関等で相互に連携が行えるような体制の構築を支援します。

また、地域密着型サービス事業所が定期的開催する運営推進会議などを通して、災害や新興感染症発生に備えた訓練の実施、物資の備蓄状況の確認などを行います。

災害時の逃げ遅れをなくすため、地域住民等の支援者と連携して避難行動要支援者のための体制づくりを進めます。

その他、安全を第一としたまちづくりを、市民や関係機関との連携によって築いていくよう努めます。そのために、防災訓練への参加促進や火災予防運動時における防火調査で住宅用火災警報器の適正な設置と維持管理を促進するとともに防火対策の普及啓発を行います。

【施策・事業】

- 連携型BCP・地域BCP策定支援事業
- 運営推進会議
- 避難行動要支援者避難支援事業

第2章 健康づくり・介護予防の推進

■現状と課題

- 今後も、高齢者の増加が見込まれることから介護予防はますます重要になっています。高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、心身機能の低下や悪化を防止することが求められています。
- 基本チェックリスト(元気度チェック)の結果によると、A リストに該当する人が増加しており、フレイルの人が増加しています。一方で、短期集中予防サービス(サービス C)の利用者数は減少傾向であり、適切なサービスの利用促進が必要です。
- 健康づくり、介護予防を推進するにあたっては、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整や地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチが必要です。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護予防を進めるに当たり、健康づくりと一体的に実施することが重要です。

■方向性

- 短期集中予防サービス(サービス C)の多様なプログラムなど、これまで構築してきた本市独自の介護予防ケアマネジメント体制に基づいて介護予防を推進します。
- 自立支援型地域ケア会議を進行するファシリテータの養成を進めます。
- 健康づくり、介護予防においてセルフケアの重要性や有用性(どのようなことに役に立つのか)などについて、啓発、健康教育、出前講座等を通じて理解・普及を促進します。
- 適切なケアマネジメントを行うための人材育成や、介護関係者及び住民に対する総合事業の周知啓発により、短期集中予防サービス(サービス C)など総合事業のいっそうの利用を促進します。
- 介護予防リーダー・健康づくりリーダー等の育成・確保を図り、地域で住民が主体となって介護予防や健康づくりに取り組む体制づくりを進めます。
- 医療データや各種調査データ等を活用した個別支援や通いの場を利用した高齢者への積極的関与を進めます。

1 健康づくりから介護予防まで一体的な取組みの推進

誰もが、生き生きとした生活を送るためには、市民一人ひとりが自分自身の健康状態を把握し、日ごろから健康づくりに取り組むことが大切です。そのために、「健康いこま21」に基づき、各種検(健)診の受診促進や生活習慣病の予防・改善のための取組みを支援するとともに、市民が主体となった健康づくりに向けた活動の促進を図ります。

また、日々の健康づくりは介護予防にもつながることから、健康づくりから介護予防まで、一体的に取組みを進めることが重要です。そのため、医療データや各種調査データ等を活用してハイリスクと考えられる者に対してアウトリーチを行うほか、通いの場に保健師等の医療専門職が訪問し、医療データを利用して地域の健康課題に沿った指導を行うなど高齢者が自ら健康状態を維持できるよう促します。認定率が急激に上昇する傾向のある80歳以上の高齢者についても、介護予防事業を引続き実施し、健康寿命を延ばす効果的な取組みを進めます。さらに、健康づくりや介護予防事業に参加を促すためには「身近な地域で行われること」が必要です。そのため、いきいき百歳体操や高齢者サロンの立ち上げに関して、出前講座の実施やレクリエーショングッズの貸出しなど、運営に関する支援を積極的に行うとともに、そのスタッフの方々の交流会、研修会を実施し、活動を支援していきます。

また、健康づくりリーダー等の養成により住民が主体となった活動の中心的な役割を担うことができる人材の育成を進めるとともに、社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員・児童委員、自治会及び各ボランティアグループ等が連携して活動できるネットワークの形成や健康づくりを推進する「生駒市健康づくり推進員連絡協議会」等、市民ボランティアとの協働にも取り組んでいきます。

【施策・事業】

- 健康手帳の交付 ●健康教育 ●がん検診・肝炎ウイルス検診・歯周病検診・健康診査 ●心の健康相談(はーとほっとルーム) ●特定健康診査及び特定保健指導 ●後期高齢者健康診査 ●個別栄養相談 ●糖尿病個別相談 ●生活習慣病の悪化防止に関する啓発 ●ウォーキング講座 ●食育事業 ●感染症予防 ●生駒市健康づくりリーダー養成 ●自主活動グループによる健康づくり ●歩く運動の普及 ●運動・スポーツの普及 ●スポーツ・レクリエーション行事の充実 ●運動やレクリエーションに係るリーダーの確保と団体の育成(団体の育成、支援) ●「朝活読得会」の開催 ●介護予防手帳 ●介護予防出前講座 ●介護予防教室 ●高齢者体操教室(のびのび教室) ●高齢者体操教室(地域型)

【施策・事業】(つづき)

- いきいき百歳体操 ●送迎付き運動器の機能向上教室(さわやか運動教室) ●ひまわりの集い(地域型) ●エイジレスエクササイズ教室 ●認知症予防料理教室 ●機能訓練事業(わくわく教室)

2 自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進 【重点施策】

坂道が多く、外出しづらい環境にある本市にとって、高齢化の進展に伴い、今後ますます高齢者の閉じこもり傾向が懸念されます。そのため、健康づくり事業と総合事業の連携を図りながら、元気な高齢者はより活動的に、また虚弱や初期の認知症状を有する高齢者については、その状況を早期に把握し、対応を速やかに行うことにより重度化防止を図ります。

そのために、市の窓口対応の強化や地域包括支援センターによる総合相談の充実、介護予防ケアマネジメントのさらなる質の向上を図るとともに、自立支援型地域ケア会議(1)においては、利用者の「元の暮らしを取り戻す」ための支援策の検討や地域に不足しているサービスや事業、インフォーマルサポート支援の創出に努めます。また、地域ケア会議を効果的に進行できるようファシリテータとなる庁内職員を計画的に養成します。

地域の活動や運動教室、地域ケア会議等へのリハビリテーションの専門職の参加を促進し、リハビリテーションの観点からの関与・助言を得ることにより、高齢者本人だけでなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含め、地域全体で介護予防・重度化防止の取組みを強化します。

また、一般介護予防事業や通いの場の充実にさらに進め、介護予防手帳の活用も合わせ、セルフケアができる住民を増やしていきます。

【施策・事業】

- リハビリ職派遣事業 ●介護予防把握事業 ●訪問型一般介護予防事業 ●一般介護予防事業
- 介護予防ケアマネジメント ●地域ケア会議 ●通所型サービスC ●訪問型サービスC
- 住民主体の通いの場 ●介護予防手帳 ●総合相談

3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実

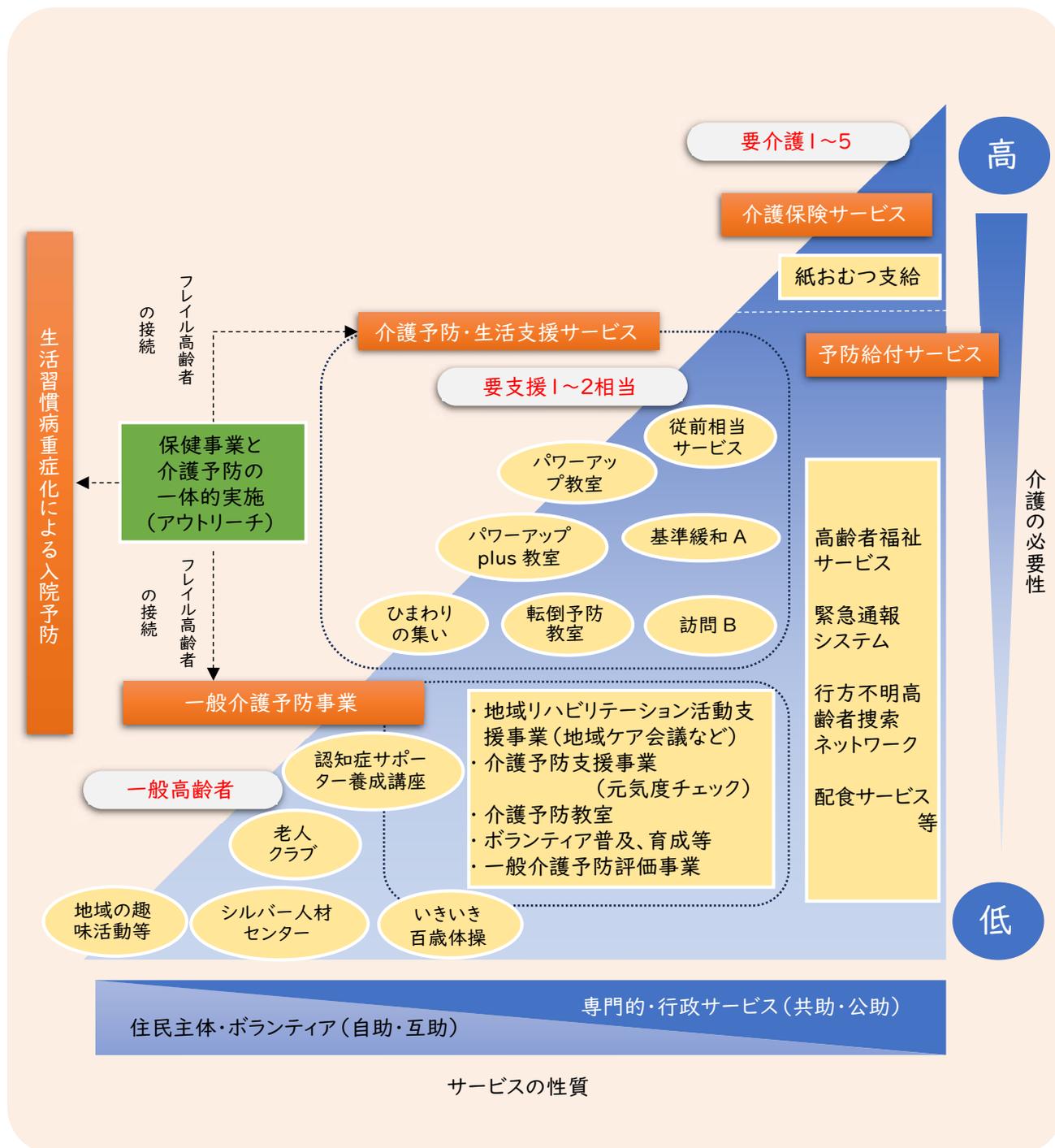
本市の短期集中予防サービス（サービス C）は、改善率 70%を維持しており、フレイル（加齢に伴い心身の活力が低下した状態。要介護状態に至る前段階）の予防や健康状態の維持改善のための取組みとして、効果的なサービスです。今後、サービス C が必要な方にいっそう利用されるよう、事業の目的や効果についての市民への周知啓発や、地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上に取り組めます。

また、総合事業の各サービスについて、要介護・要支援の状態に変化があった場合の対応や地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の情報共有・連携など、制度の円滑な利用に向けた取組みを進めます。

【施策・事業】

- 介護予防ケアマネジメント ●パワーアップ PLUS 教室(通所型) ●パワーアップ教室 ●転倒予防教室 ●ひまわりの集い ●介護予防通所介護相当サービス ●パワーアップ PLUS 教室(訪問型) ●訪問型サービス A,B,D ●介護予防訪問介護相当サービス ●地域ケア会議 ●市民啓発

生駒市介護予防・自立支援・重度化防止の全体像



第3章

生きがいづくりや社会参加の促進、生活支援の充実を通じた地域づくり

■現状と課題

- 健康寿命の延伸により元気な高齢者が増加している中、高齢者が自身の関心に応じて社会参加することで、個々人の生きがいを創り出すとともに、それを地域全体として支え合いの機能強化などの地域力の向上にもつなげていくことが重要です。
- 健康と暮らしの調査によると、地域活動への参加意向を持っている高齢者は一定割合いる一方で、それと比べて、実際に地域活動に参加している者の割合は少ないという結果となっていることから、有償での取組みも含めたボランティア活動や就労的活動への支援など、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進する仕組みが必要です。
- 支え合い活動については、体制の整備状況に地域差があることや、利用者へ十分に浸透していないといった課題が見られることから、今後はニーズにマッチした支え合いの活動を促進し、普及していくことが必要です。
- 生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置し生活支援体制の整備を進めました。今後は、当該生活支援コーディネーターが効果的に役割を果たせるように育成していくことが重要です。
- いこま寿大学や自主学習グループでの活動など、学びや交流を通して生きがいにつながるような機会を提供するとともに、より多くの参加を促すことが求められています。
- ボランティアの高齢化が進んでおり、地域福祉・地域活動の担い手やリーダーの育成が必要です。
- 高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみ世帯の割合は増加傾向が続いており、生活支援サービスのニーズは今後も高まっていくことが見込まれます。高齢者が見守りや声かけ、食事の提供等の生活支援サービスの担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、自立した生活の維持につなげることが重要です。

■方向性

- ボランティアの高齢化に対応するため、ワークショップ等によるリーダーの養成や定着に向けた取組み、ボラティアポイントの導入等も含めた新たな人材確保の方策の検討など、担い手の確保・育成・定着を図ります。
- シニア世代がこれまでの経験やスキル、新たに得た知識を活かして自己実現できるよう、それぞれのライフスタイルやニーズにあった学びの場を提供します。
- 生活支援コーディネーターや協議体を中心とした、地域のニーズに応じたサービスの開発やネットワークの構築を推進します。
- 老人クラブと協力して、参加者増加や担い手の育成・定着を図ります。
- 生きがいつくりや社会参加の機会を提供するため、就労的活動の支援や、シルバー人材センター会員の確保及び新規就業先の開拓を推進します。
- 就労的活動支援コーディネーターの配置や、民間企業などのノウハウを活用した訪問型サービスAの構築により、分野を超えた支援の担い手を確保し、社会参加の促進と生活支援の充実を一体的に進めていく方策を検討します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業において、有資格者に限らず元気な高齢者や若い世代が支援の担い手となる事業をさらに充実させ、多様な担い手による地域ニーズに応じたサービスの確保に戦略的に取り組みます。

■施策・事業

1 生きがいつくり活動の推進

高齢者がそれぞれの状況にあわせて、生涯学習、スポーツ、レクリエーション、生きがいつくり等の活動や講座に気軽に参加したり、住民主体の通いの場への参加を通じて、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組んでいくことができるよう、市民と協働して生きがいつくり活動に取り組む地域づくりを支援します。

【施策・事業】

- 多様な学習活動の促進
- 既存公共施設の利便性の向上
- 敬老事業

2 就業を含む社会参加の促進・活動支援

高齢者は単に「支えられる側」だけでなく、元気な高齢者は「支える側」になってもらうことで、生きがいづくりや社会参加の促進のほか、介護予防につながることも期待できます。

高齢者の豊富な知識やスキル、経験を活かして、活躍できる機会や、他者と交流する場づくりを進めます。また、就労的な活動を行うことを希望する者と事業者とのマッチング等を担う「就労的活動支援コーディネーター」の配置を検討します。

シルバー人材センターにおいて、就業機会の確保、就業開拓、事業拡大、適正就業等に取り組み、高齢者の就業を通じた生きがいづくりを推進するとともに、会員による地域社会に貢献するボランティア活動を支援します。

【施策・事業】

- 地域福祉活動の担い手の発見・養成・育成 ●地域ねっこのつどい ●市民活動推進センターららポートの登録団体の募集と支援 ●老人クラブ活動への支援 ●世代間交流事業 ●歴史文化の継承等
- いこま寿大学の充実 ●広報紙等の充実 ●団体等による情報提供と相談への支援 ●シルバー人材センターの活性化と働く場の確保 ●訪問型サービスA,B,D ●就労的活動支援コーディネーターの配置

3 地域活動の推進

自治会活動をはじめとする地域活動は、生活拠点から最も身近なエリアで営まれる人とつながるきっかけの場所となります。地域活動に参加し、人との関わり合いが増すことで、孤立・孤独の予防は元より、心身の健康、ひいては生きがいを得ることができます。

このように、人とのつながりや日々の楽しみとなる地域活動の充実は、高齢者の外出動機の直接的な醸成にもつながることから、自治会だけでなく、ボランティア団体や事業者と行政とが協働することによって地域活動の企画・運営を推進します。

地域活動の推進には、活動の拠点となる「場」の整備も重要です。特に、高齢者にとっては、地域活動の場と自宅とが近距離にあればあるほど、外出の動機づけにつながります。そこで、公園や集会所といった地域内の拠点多様な世代の居場所になる「まちなえき（複合型コミュニティ）」づくり等を推進します。

また、生活支援コーディネーターは、生活支援体制の整備の観点から、こうした地域の活動を把握したり、活動に関与することで地域課題を解消するための地域資源を創出していくことが必要です。

【施策・事業】

- 複合型コミュニティづくり事業 ●公園整備 ●第1・2層協議体 ●生活支援コーディネーターの活動促進

4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実【重点施策】

介護事業者や住民に加え、民間企業や大学等のあらゆる層に働きかけを行い、生活支援体制整備と連動しながら、総合事業の充実に取り組みます。民間企業等のノウハウを活用した訪問型サービス A や、住民主体の訪問型サービス（訪問型サービスB）の創出に取り組むほか、訪問型サービス D の検討を行います。

サービス A の検討に当たっては、就労的活動支援コーディネーターの配置と併せて検討し、多様な層の生活支援の担い手確保を図ります。これらを充実させていくために、保険者機能強化推進交付金等も活用しながら、市の課題に合わせ、他部署との連携も進めていきます。

【施策・事業】

- 民間企業、NPO等による生活支援サービス事業所等の確保 ●地域ケア会議の充実
- 第1・2層協議体 ●訪問型サービス A,B,D ●生活支援体制整備事業
- 就労的活動支援コーディネーターの配置

5 支え合い活動の推進【重点施策】

高齢者が健康長寿で住み慣れた地域で長く、自立した生活を目指すためには、生活機能の維持・向上だけでなく、生きがいを持って地域で活躍する高齢者と、互いに支え合える地域の育成の取組みを同時に推進していく必要があります。このため、それぞれの地域に互助の仕組みを取り入れた生活支援サービスを構築していきます。

その際、地域の多様なサービス・活動の主体や生活支援コーディネーターから構成される「協議体」において、地域のニーズや資源の把握、連携強化できる体制を構築することが重要です。市域全体の事項を扱う第1層の協議体の実施に加えて、各地域包括支援センターに配置された第2層生活支援コーディネーターが核となる第2層の協議体の設置を検討します。

また、ワークショップ等によるボランティアのリーダーとなる人材の育成・定着促進に取り組むとともに、ボランティア活動に参加した場合にポイントを付与するなど地域における活動への参加を促進することについて検討していきます。

【施策・事業】

- 生活支援コーディネーターの活動促進
- 第1・2層協議体
- 訪問型サービス B,D
- 認知症支え隊

第4章

認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らせる社会の実現

■現状と課題

- 今後認知症の人の数がいっそう増加することが見込まれます。認知症の人の支援にあたっては、本人の立場に立った支援（パーソンセンタードケア）という考え方に立ち、社会参加支援など本人が保持している力を生かすサポートが重要です。
- 本市では、認知症支え隊養成講座を実施し、当事者の「●●がしたい」を応援しています。
- 本市では、認知症の人への支援の基盤強化として、全ての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置するとともに、「第8期計画における入所施設・地域密着型サービスの整備」計画に基づき、認知症対応型共同生活介護を新たに2事業所整備しました。
- 認知症サポーターの養成などを通じた正しい知識の普及等に取り組んでいます。他方で、健康と暮らしの調査によると、認知症に関する相談窓口を知らない方が多いという結果となっていることから、引き続き、認知症に関する周知啓発に取り組んでいくことが必要です。
- 認知症の人の介護者の負担軽減や就労と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者を支援することが必要です。

■方向性

- 認知症の人の立場に立った支援を進めるため、意思決定支援、認知症の人本人からの発信の支援に取り組みます。
- 計画的な認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進に取り組みます。
- 認知症キャラバンメイトの養成や認知症支え隊等の担い手の確保により、地域で認知症の人を見守り、支援する仕組みを構築します。
- 認知症地域支援推進員による相談体制や社会参加支援を強化します。また、若年性認知症の特性に応じた社会的サポートや支援ネットワークを構築している奈良県若年性認知症相談支援センターとも連携し、若年性認知症の人への支援に取り組みます。
- 認知症の人や家族を取り巻く多様な環境や状況に応じて、家族の抱える負担感に配慮した支援に取り組みます。

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）及び同法に基づき今後策定される認知症施策推進基本計画の内容も踏まえた施策を推進します。

■ 施策・事業

1 認知症の正しい理解の促進

認知症サポーター養成講座等により、子どもや地域の小売業等事業者の従業員も含め、市民が認知症に関する理解を深めて、社会全体で認知症の人やその家族を支える地域づくりを進めます。特に、これまで認知症サポーター養成講座の受講が少ない、働く世代に対して、認知症への関心を持ってもらえるように啓発の方法や場所を工夫し、受講者を増やしていきます。

【施策・事業】

- 認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトの養成とその活用
- 広報紙の活用やリーフレット等の配布
- 介護従事者向けの認知症ケアに関する研修の実施

2 認知症予防の促進

「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことであり、運動不足の改善や社会参加の活動を推進します。

高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、高齢者の生きがいづくりや生涯学習の場にも認知症の人が参加できるよう、支援を行います。

また、認知症の早期発見・早期対応につなげられるよう、介護予防把握事業における認知機能の低下に該当する人の早期発見や早期対応や認知症サポート医による物忘れ相談の実施、認知症地域推進員等による普及啓発の促進を図ります。

【施策・事業】

- 脳の若返り教室
- コグニサイズ教室
- 介護予防把握事業
- 物忘れ相談事業

3 医療的ケア・介護サービスの充実

認知機能の低下のある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の連携強化を図ります。さらに、医療従事者や介護サービス提供者が認知症の人に対して適切な支援が行えるよう、研修等を進め、資質の向上を図ります。

【施策・事業】

- 認知症初期集中支援チーム ●認知症ケアに関するサービス提供事業所の整備 ●認知症支え隊
- 在宅医療介護連携における認知症対策部会 ●認知症の人やその家族のミーティング

4 認知症の人及び家族等に対する相談体制等の充実

家族介護者の負担軽減のために認知症の人へのサービスの充実や、家族の介護負担の傾聴や同じ気持ちを分かち合える場所を充実させるとともに、生駒市介護者（家族）の会や社団法人認知症の人と家族の会の紹介を行い、家族介護者への支援を充実させます。そして、高齢者やその家族の不安を解消するため、認知症に関する相談窓口を充実及びその周知を図ります。さらに、認知症本人及び家族のミーティングを実施し、その意見を施策に反映していきます。

【施策・事業】

- 認知症地域支援推進員 ●物忘れ相談事業 ●介護者向けの認知症ケアに関する講座等
- 認知症カフェ ●家族介護教室 ●介護者（家族）の会への支援

5 認知症バリアフリーの推進

認知症があっても、住み慣れた地域で生活できるよう、地域の緩やかな見守り体制の整備を進めます。また、行方不明になっても、事業所だけでなく多くの人々の協力により発見につなげることができる仕組みを構築します。また、認知症の人が自らの意思に基づき、生きがいつくりや地域活動に参加できるよう、希望を叶えるヘルプカードの利用等、環境整備を進めます。

【施策・事業】

- 行方不明高齢者搜索ネットワークシステム
- 認知症にやさしい図書館づくり
- 行方不明高齢者を搜索・保護する模擬訓練
- 認知症サポーター養成講座
- 地域ケア会議
- 認知症対策部会
- 第1・2層協議体

6 若年性認知症の人への支援

若年性認知症に関する支援に当たっては、発症年齢が若いということから、経済的な問題や就労、年金の取得等を含む幅広い知識が必要となります。若年性認知症の人の就業継続の支援を進められるよう、奈良県若年性認知症サポートセンターとの連携を図りながら強化事業所等の理解促進を図るとともに、若年性認知症の人を含めた活動の受け皿や場の創出を進めます。

【施策・事業】

- 若年性認知症のサポート
- 市を超えた広域連携による若年性認知症の人やその家族のミーティング

7 認知症の人の社会参加支援【重点施策】

認知症の人の意欲向上及び家族の介護負担軽減と家族関係の再構築等を図るため、認知症の人と家族を一体的に支援します。

また、認知症の人が社会の一員として役割を担えるよう、生きがいつくりや地域活動への参加促進を進めます。

【施策・事業】

- 認知症支え隊
- 認知症カフェ
- 認知症の人と家族の一体的支援
- 総合事業

8 認知症の人の意思決定支援及び権利利益の保護【重点施策】

認知症の意思決定を支援し、権利や利益を保護することで、認知症になっても本人の意向に沿った暮らしをサポートすることができます。

そのために「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」等に基づき、認知症の人の意思決定支援が充実するように関係機関・者と連携しながら、身近な信頼できる関係者等がチームになって必要な支援を行う体制を構築していきます。

【施策・事業】

- 生駒市権利擁護支援センターの運営
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 地域ケア会議
- 弁護士相談事業
- 居宅介護支援事業者向け研修会の実施
- 消費者安全確保地域協議会

第5章

持続可能な介護保険制度の推進

■現状と課題

- 第1号被保険者が増加し、2025年には団塊の世代が全員75歳を迎えます。また、認定者数も年々増加しており、介護ニーズはこれからも高まっていくことが見込まれます。今後は、ますます様々な介護ニーズに柔軟に対応できるようなサービス基盤を整備し、計画的にその基盤確保をしていくことが重要となります。
- 介護ニーズが増加する一方、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少に伴う介護人材不足が懸念されます。
- 特に将来的にもサービスの充実が必要となる訪問介護員の人材不足が課題であり、生活支援サービスなどを必要とする高齢者への支援が行き届かなくなることが懸念されます。
- 地域包括支援センターにおいては各業務について難しさや負担を感じている傾向にあります。サービスC等の利用に関して適切なアセスメントや動機づけしていくスキルも含めた、職員の資質向上等に取り組むことが必要です。
- 在宅介護実態調査によると、主な介護者の年齢は70歳以上が約4割を占めており、今後も介護者の高齢化が進むことが見込まれます。認知症の人や医療ニーズの高い人を介護する人を含めた、家族等の介護者への支援の充実が必要です。
- 介護サービス事業所の実態調査によると、多くの事業所が介護人材の確保を課題としています。介護人材の確保・育成・定着が求められています。
- 介護ニーズの増加に対応し、持続可能な介護保険制度とするため、必要なサービスの充実と、給付の適正化を図っていく必要があります。

■方向性

- 各地域包括支援センターの総合調整や連携体制の強化、職員の資質向上や業務改善等に取り組む、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 訪問型サービスB等の創出や訪問型サービスAの担い手の確保に取り組めます。
- 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所について、さらなるサービス提供の充実を図るとともに、質の向上を図るため、事業所への適切な指導・監督を実施します。

- 医療ニーズの高い高齢者や認知症への対応に苦慮する家族、ヤングケアラーなどの実態とニーズ把握を推進します。
- 多様な人材の参入促進・育成、定着促進、生産性向上等の総合的な対策による人材確保を推進します。
- ICTや介護ロボットの導入・活用支援、各種手続きを簡素化し、介護現場の負担軽減や多様な人材が働きやすい環境を整備します。
- ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、事業の重点化により、より効果の高い給付適正化の取組みを推進します。

■施策・事業

1 地域包括支援センターの職員の資質向上及び業務の質の平準化

(1) 地域包括支援センターの体制強化

市に設置した基幹型地域包括支援センターや第 1 層生活支援コーディネーターがセンター業務全体を把握し、各センターの総合調整や連携体制を強化するとともに、必要な研修や支援体制の計画的な支援を行っていきます。また、各センターの虐待等困難事例に対して、各センターの課題解決力を引き出し、伴走支援に取り組み、必要時には公権力の行使も含め迅速な対応が図れるよう取り組みます。

(2) 質の向上および平準化

生駒市が大切にしてきた定期的なセンター会議や部会が形骸化しないように目標、目的を持って他包括との情報共有、OJT、連携を意図して開催することを大切にしていきます。

また、国が定めるセンターの評価基準を満たせるよう、適切な運営を進めていくとともに、各センターが適切に業務を行えるよう、事例検討会などを通して多様化するニーズや複合化する課題に対応できるスキルの習得・向上に取り組みます。また、地域ケア会議を通じてケアマネジメントの質の向上を図るとともに、基幹型地域包括支援センターが中心となり、全センターの人事変動を踏まえ、平準化に取り組みます。

2 介護サービスの基盤整備と家族介護支援の充実

(1) 介護サービスの基盤整備

第9期における介護サービスについては、現状のサービス利用実績に加え第9期の3年間だけでなく中長期的な人口動態や要介護（要支援）認定者の推移、介護ニーズの見込み等を捉えて、サービス量を見込みます。

施設整備については、地域密着型サービスをはじめとする既存のサービスの活性化を図るとともに、中長期的なサービス需要の増加に対応するため、計画的に進めていきます。

(2) 制度の趣旨普及

介護保険制度は、2000年度に介護を必要とする人を社会全体で支えるための社会保障制度として創設され、住民生活を支える重要な制度として広く浸透してきました。一方で、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加など課題も顕在化してきていることから、引き続き市民の制度への理解促進を図り、信頼を高めていくことが重要となっています。持続可能性の高い介護保険制度を担保していくためにも、市の広報紙による介護保険制度の紹介やパンフレット等の発行による各種サービスの案内、市のホームページ等を活用した情報発信を市民と介護サービス関係者に行うことで、制度に対する正しい理解を促し、介護保険サービスの円滑な利用と適正な運営を推進していきます。

(3) 家族介護者支援の充実

医療ニーズの高い高齢者や認知症への対応に苦慮する家族、ヤングケアラーを含む家族介護者が相談しやすい体制づくりを進め、実態やニーズの把握、関係機関と連携した支援を行っていきます。また、介護者の不安を軽減するため、家族介護教室などを開催し、家族が不安に感じることの多い認知症状への対応や排泄ケアなどについて、介護の情報提供や相談の場を作ります。

また、気軽に相談できる場については、どこかに集まるだけでなく、オンラインで複数の家族が交流できるような機会を設けます。

【施策・事業】

- 家族介護教室
- 生駒市介護者（家族）の会への支援
- 地域密着型サービスの基盤整備
- 当事者やその家族のミーティング
- 市民フォーラムや講演会
- 出前講座等

3 人材の確保・育成・定着、資質の向上【重点施策】

介護人材を確保するため、介護の仕事について若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層など、対象者に応じた情報発信や研修を引き続き実施します。

また、介護技能のある人材の確保と介護施設等への定着促進を図るため、介護職員初任者研修を修了し、一定期間以上市内の介護施設等で勤務した場合、研修費用の一部助成を行います。より多くの方が介護を知る機会とできるように、介護施設等への就労のきっかけづくりと家族等への介護手法を学ぶことのできる研修を実施することで、家族介護だけでなく訪問型サービス A の担い手の確保や地域での活躍の場（ボランティア）の創出につなげます。介護現場における多様な働き方については、いわゆる「介護助手」の導入等により、専門職が専門特化した業務に専念できる環境整備を進めていきます。

人材の資質向上については、ケアプランを作成するケアマネジャーや介護事業所に対し、自立支援・重度化防止に向けた研修会を実施し、資質の向上に努めます。

中長期的な介護人材確保のための施策として、教育部局等との情報の共有や協議を行い、小学生から大学生に対し積極的に働きかけを引き続き行います。市内小中学校には出前講座等を活用して、子どもたちと高齢者が触れ合う機会を作り、高齢者へのやさしい心やいたわりの心を育みます。中学生には介護現場での職業体験を引き続き実施し、高校生に対しては進路選択に係る働きかけを行います。さらに、就職を控えた大学生等を対象とした取組みとして、介護事業所へのインターンシップ制度の導入促進を検討します。

【施策・事業】

- 介護職員初任者研修受講就労支援事業
- 介護に関する入門的研修
- 就業相談
- 教育部局等との情報共有や協議を実施
- 介護従事者向けの研修（地域リハビリテーション活動支援事業の活用）
- 介護事業者向けの研修（ケアマネジャー研修）
- ケアマネジャーハンドブックの活用促進
- ケアリンピック生駒
- 訪問型サービス A,B
- アクティブシニアによる介護助手の検討

4 介護現場の生産性向上・業務改善への支援【重点施策】

(1) 介護事業所への適切な指導・監督の実施

生駒市が指定・監督の権限を持つ地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所について、事業所指定の有効期間中に1回以上の頻度で運営指導を行い、事業所の適正な運営とサービスの質の確保に努めます。

また、地域密着型サービス事業所の新規開設の際には、生駒市介護保険運営協議会委員とともに事業所ヒアリングを行い、運営状況等の確認を行います。

(2) 業務改善・効率化

介護現場でのICT導入や介護ロボットの導入・活用支援、各種手続きの簡素化を行うことで、介護現場の負担軽減を図るだけでなく、業務の改善や業務の効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充てるなど、介護サービスの質の向上につなげます。また、市内外で成果をあげている事業所の取組みを周知するなど、情報提供に努めます。

【施策・事業】

- ケアプランデータ連携システム導入支援
- 事業所指定等申請業務の電子化・標準化
- ケアリンピック生駒
- 生産性向上(業務改善)に関する情報提供

5 介護給付適正化の取組みの推進

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定が適正に行えるよう、引き続き介護認定調査員への個別指導や市職員による全調査票の内容確認を実施します。また、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図るとともに、認定率・軽重度変更率等を指標としてモニタリングを行っていきます。

(2) ケアマネジメント等の適正化

ケアプラン点検は、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援・重度化防止」に資する適切なケアプランとなるよう、必要に応じて外部専門家の意見を取り入れながら検証確認します。その中で、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、健全な給付の実施を支援します。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居している方の介護サービスの利用状況を把握、分析するとともに、ケアプラン点検を充実させ、適切なサービス利用を促進します。住宅改修等の点検についても、引き続き利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で点検します。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

奈良県国民健康保険団体連合会の給付適正化システムによって、過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の算定回数の確認や事業所間の給付の整合性を確認します。審査後、請求誤りと判断されたものについては、事業所に通知し過誤処理を行います。医療情報との突合では、医療と介護の給付データを突合して重複請求の是正を図ります。

奈良県国民健康保険団体連合会から提供される資料を活用し、事業所への指導・確認に努めます。

【施策・事業】

- 介護認定審査会合同認定審査会
- ケアプラン点検